

# 管制の内容

佐世保港では、次の信号を高後埼に設置した管制信号装置から表示し総トン数500トン以上の船舶（禁止信号は港長の指示した以外の全船舶）に対し、航行管制をおこなっています。

| 信号の方法                               | 信号の意味   |   |
|-------------------------------------|---------|---|
| 毎2秒に<br>白色光1閃<br><br>△              | 入航信号    | 入航船は、入航することができること。<br>総トン数500トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。<br>総トン数500トン未満の出航船は、出航することができること。                                 |
| 毎2秒に<br>赤色光1閃<br><br>▲              | 出航信号    | 出航船は、出航することができること。<br>総トン数500トン以上の入航船は、港域外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。<br>総トン数500トン未満の入航船は、入航することができること。                      |
| 毎3秒に順次に赤色光1閃及び白色光1閃<br><br>▲△       | 自由信号    | 総トン数500トン以上の入航船は、港域外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。<br>総トン数500トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。<br>総トン数500トン未満の入出航船は、入出航することができること。 |
| 毎6秒に順次に赤色光3閃<br>白色光3閃<br><br>▲▲▲△△△ | 入出航禁止信号 | 港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。   |

## AISの目的地情報入力制度

佐世保港に入港予定の船舶で、AIS (Automatic Identification System: 船舶自動識別装置) を備えている船舶は、AISの目的地情報の欄に「港コード(国名コード(2桁)と入港しようとする地域コード(3桁)で構成する5桁の記号)」をあらかじめ入力する制度があります。

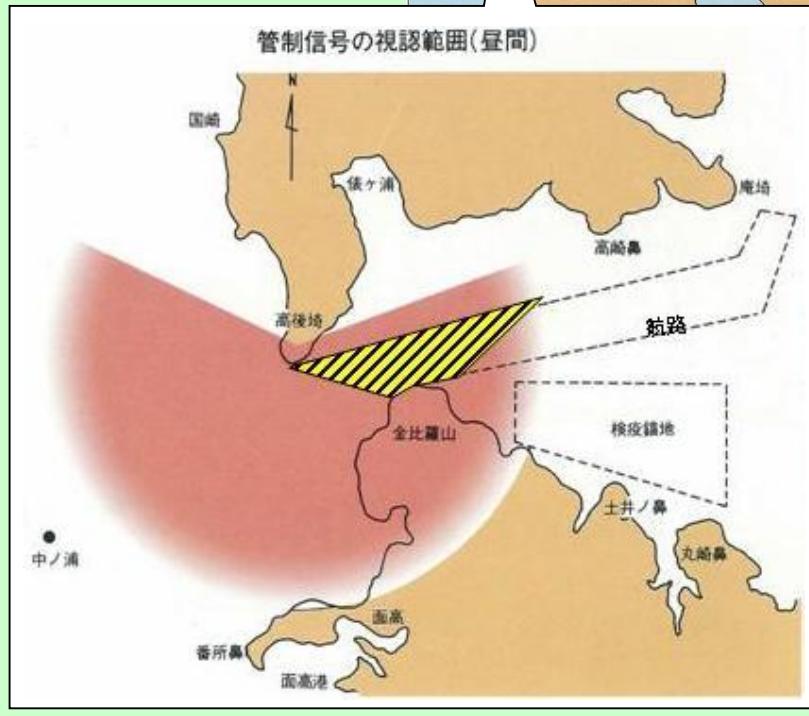
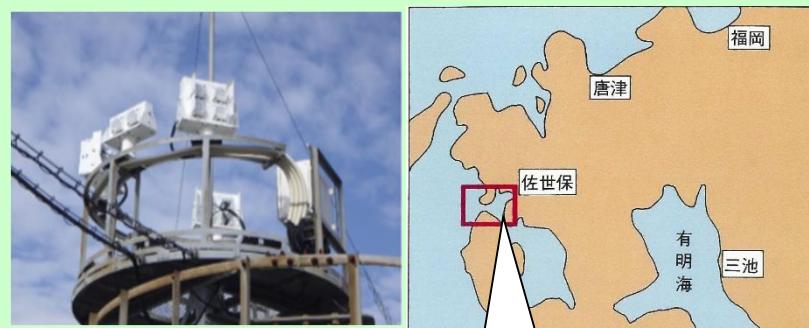
### 【AISの目的地項目入力例】

○佐世保に入港する場合

>JP SSB

○佐世保を出港し、他の港に入港予定の場合  
(関門港門司区に向かう場合を例示)

>JP KNM/M



## 佐世保港高後埼信号所

佐世保港及びその周辺海域における航行船舶の安全と航行の円滑を図るため、佐世保港高後埼信号所は船舶の航行管制をおこなっています。



## 海の安全情報(沿岸域情報提供システム)

海の安全情報では、灯台で観測した最新の気象状況や海上工事・作業の情報、灯台からのライブカメラ映像、また潮汐や航行警報など地域に密着した沿岸域情報提供業務を行っています。

テレホンサービス: TEL 0956-27-8177

ホームページアドレス: <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/sasebo/>

お問い合わせ先

管制業務の問い合わせ先: 佐世保港高後埼信号所

〒857-0852 佐世保市千尽町4-1 佐世保港湾合同庁舎 佐世保海上保安部 TEL 0956-34-4137

リーフレット全般の問い合わせ先: 佐世保海上保安部 交通課

〒857-0852 佐世保市千尽町4-1 佐世保港湾合同庁舎 佐世保海上保安部 TEL 0956-31-5512

常時VHF「CH16」を聴取するとともに、連絡する場合はCH16で「もじほあん」を呼び出し、『佐世保港高後埼信号所と交信したい』旨を告げて、その指示に従って交信してください。

# 佐世保港における航行管制について

佐世保海上保安部

佐世保港、高後埼周辺での船舶航行の安全を図るため、次の事項に留意して下さい。

## ● 管制対象船舶および管制方法

- 総トン数500トン以上の船舶
- 管制は、各管制対象船舶毎に実施

## ● 管制水路（「佐世保水路」という）

金比羅山山頂から高崎鼻まで引いた線以西の航路

## ● 事前通報

**管制水路（「佐世保水路」）を通過する船舶は、港則法施行規則第46条に基づく事前通報が必要です。**

### ○ 通報の内容（詳細右頁のとおり）

#### ☆ 入航船

佐世保港に入港するため管制水路を航行する場合は、管制水路西端付近に達する予定時刻等。

#### ☆ 出航船

佐世保港を出港するため管制水路を航行する場合は、運航開始予定時刻等。

#### ☆ 通過船

佐世保港に入出港する目的以外（通過）で管制水路を航行する船舶のうち、東行する場合は管制水路西端に達する予定時刻等、西行する場合は管制水路東端に達する予定時刻等。

### ○ 通報の時期

☆ 入航予定日又は運航開始予定日の前日正午まで。

☆ 事前通報した内容に変更があった場合は、直ちに変更した内容を通報して下さい。

### ○ 通報先

佐世保海上保安部 高後埼信号所  
電話 0956-34-4137

## 通報内容 1（前日正午まで）

事前通報を行う場合次の内容を電話・メール等で佐世保港長あて通報して下さい。

|            |                    |       |
|------------|--------------------|-------|
| 船名         |                    |       |
| 国籍・船籍      |                    |       |
| 総トン数       | トン                 |       |
| 全長・最大吃水    | 全長 m               | 吃水 m  |
| 船種（用途）     |                    |       |
| 呼出符号又は呼出名称 |                    |       |
| 危険物品名・数量   | トン                 |       |
| 仕出・仕向港     | 仕出（前）              | 仕向（次） |
| 通航予定時刻     | 入航                 | 出航    |
| 通航予定速度     | ノット                |       |
| 予定（現）バース   |                    |       |
| 予定（現）錨地    |                    |       |
| 連絡方法       | VHF、船舶☎            |       |
| 水先人の手配     | 手配済（乗船）、手配せず（乗船せず） |       |
| 代理店名等      |                    |       |
| 連絡先        | 昼間☎                | 夜間☎   |
| 備考（移動の有無等） |                    |       |

## 通報内容 2（当日）

（事前通報実施後、管制水路を航行する当日は、船名、水路端に達する時間等必要最小限の内容を電話・VHF等で通報して下さい。）

### ☆ 入航船

高後埼から約3海里の距離に至る前（少なくとも30分前）までに管制水路西端に達する時刻等。

### ☆ 出航船

港内の錨地等係留場所から運航を開始する時に管制水路東端に達する時刻等。

### ☆ 通過船

通過船は高後埼から約3海里の距離に至る前（少なくとも30分前）までに、東行する場合は管制水路西端に達する時刻等、西行する場合は管制水路東端に達する時刻等。

**★ 航行中及び錨泊中の船舶は、常時VHF「CH16」を聴取するとともに、連絡する場合はCH16で「もしほあん」を呼び出し、『佐世保高後埼信号所と交信したい』旨を告げて、その指示に従って交信してください。**

## 《参考事項》

### ● 管制対象船舶の補足説明

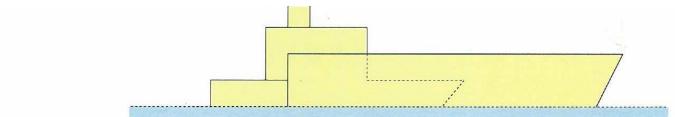
港則法において「船舶」とは、水上輸送の用に供する船舟類をいい、通常の船舶のほか、クレーン船、台船、くい打船、筏等も含めたあらゆる種類又は形態の船舶をいい、次のような船舶も管制対象船舶となっています。

なお、総トン数が不明な場合であって、積載トン数が判明している船舶については、積載トンの60%を総トン数とみなし、積載トン数が不明な船舶については、次の換算式により算出した値を総トン数とみなします。

$$\text{「全長」} \times \text{「幅」} \times \text{「平均吃水（貨物満載状態）」} \times 0.6$$

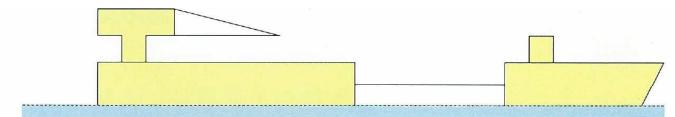
### ○ 押船（プッシャーバージ等）

押船は、被押船の総トン数（又は上記なお書きの総トン数）と押船の総トン数の合計が500トン以上



### ○ 曳航船

曳航船又は台船等被曳航の総トン数（又は上記なお書きの総トン数）が500トン以上



### ● 遵守事項

#### ○ 強制水先区

佐世保港は、水先法により強制水先区となっており、法令で定める船舶の船長は水先人を乗り込ませなければなりません。

#### ○ 錨泊は米軍の許可が必要

佐世保港の約80%の水域が米軍の管理水域となっています。殆どの錨泊予定船舶は、海上保安部を経由して米軍の許可が必要です。港内で錨泊を希望される船舶は事前に海上保安部まで連絡して下さい。

#### ○ 沈船周辺は航泊禁止

港内検疫錨地付近に沈船があり、灯浮標（標体黄色、灯質黄色4秒1閃光）を設置しています。

港長公示第2号（平成30年1月31日）により同位置から半径250メートル以内の海域は、すべての船舶の錨泊を禁止するとともに、吃水10メートル以上の船舶の航行を禁止しています。